

住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 住民年金係 ☎ 476-1111 (126)

▶社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます。

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の 1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、『社会保 険料(国民年金保険料)控除証明書』が本年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。 年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。なお、10月1日から12 月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご 家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

★ 『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』についてのご質問は、控除証明書のハガキに表示されてい る年金事務所へお問い合わせください。

▶『扶養親族等申告書』は、期限までに提出しましょう!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。 (障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されま すので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れ ると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

平成25年分『扶養親族等申告書』が送付される方		
年齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

※年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

【お問合せ先】

■鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 ■ 住民環境課 住民年金係 ☎ 476-1111(内線 126)



社会教育課からのお知らせ

問 社会教育課 文化公民館係 ☎ 476-1111 (413)

▶ミニ企画展『昭和 30 ~ 40 年代の暮らしと大崎』のご案内

図書館では、日常の暮らしが大きく移り変わった昭和30~40 年代の写真や日用品などを展示しています。

この高度経済成長期を生きぬいてきた皆さん、懐かしい時代を ふり返ってみませんか?またこの時代を知らない世代の皆さん、 暮らしの変化を感じ取ってみませんか。自然環境やエネルギー問 題などライフスタイルの変化をせまられている現在ですが、日常 生活が最も急激に変化した過去の時代をみつめなおしてみること で心の豊かさにつながる良いヒントが見つかるかもしれません。



図書館開館時間

平日(火~金)は、9:30~18:00 土・日曜・祝日は、9:00~17:00 月曜日は休館です。









リアルタイムで情報 が届くんだね。

-早速、大崎町のページを 見つけて「いいね」押したよ

